

意見募集の結果と対応

※ とりまとめの都合上、頂いたご意見の内容を適宜整理しています。

寄せられたご意見の概要	意見に対する考え方
改正によって具体的にどういった情報が使われるようになるのか説明を求める。	本改正は、戸籍法施行規則の改正を受けて、特定の地域の法を本国法とする者に対し、給水装置工事主任技術者に関する申請様式等において国籍欄に当該地域を記載できるようにするものです。
臭気判定士免状及び臭気判定士試験に係る申請様式等の「本籍地」の記載及び本籍欄について削除となったため、水道法施行規則も届出の必要性がなく、「本籍地」の記載を削除すべきである。	厳格な本人確認を実施する観点から、給水装置工事主任技術者の申請様式においては引き続き本籍地の記載を求めることとしますが、頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。
曖昧な表記を認めることによって事務が複雑化し、行政コストが増大することを懸念する。	本改正は、戸籍法施行規則の改正を受けて、給水装置工事主任技術者に関する申請様式等の記載事項について、戸籍等の記載事項との整合性を取るためのものです。したがって、曖昧な表記を認めるものではなく、また、行政コストが特段増大することは想定していません。
案文冒頭の表記が「国土交通省会 環境 境省 令第 号」となっており、修正を求める。 旧様式については「取り繕って使用することができる」との附則の規定について、申請者および受付窓口での混乱を防ぐため、具体的な訂正方法を事務連絡等で分かりやすく周知することを提案する。	現在の規定方法で問題ございません。 様式に係るご指摘の点は、しっかりと周知してまいります。

簡便な手引きを示すことで、円滑な行政手続きと双方の事務負担軽減につながる。	
改定に反対する。国籍によって蛇口から出て来る水道水の水質が変化するはずもなく、書類に人種差別的な思想を持ち込まないで頂きたい。大本の国籍記載の戸籍法改定から、違憲として廃止を求める。	これまでも、水道法施行規則に基づき、日本国籍を有しない者については、給水装置工事主任技術者に関する申請様式等に、本籍地都道府県名に代えて国籍を記載することとしています。 本改正は、戸籍法施行規則の改正を受けて、国籍に加え一定の地域の記載をできることとし、戸籍等の記載事項との整合性を取るためのものであり、頂いたご意見のような目的で行うものではありません。 なお、戸籍法については、今回の意見募集の範囲に含まれておりませんので、同法に係るご意見につきましてはお答えを差し控えます。
改正は不要と考える。日本は島国なので入国するには飛行機か船しかなく、「日本国籍」か「外国籍」のみである。「国籍等」との記載を可能にするのは非合法的な無国籍者に配慮しているような印象を受ける。	
国籍を記入することに反対はしないが、国籍によって水道料金が変動するなど、日本に滞在する外国籍の者が不利になるような改正には反対である。	
安全保障及び災害対策の観点等から、給水装置工事主任技術者は日本人国籍保有者に限定すべきと考える。	
申請時に前科の有無を正確に記載することを義務付け、前科歴のある者については受験資格を剥奪（または厳格に制限）する規定を設けることを求める。水道工事は国民の健康と生活に直結する業務であり、犯罪歴のある者が資格を取得し、工事に関与することは重大なリスクを伴う。前科を隠して資格を取得する事態を防ぐため、記載義務と資格制限を明確にすべきと考える。	
水道事業を将来にわたり維持していくため、現場を支える技術者の確保及び育成が不可欠であると考えます。	
申請書等において、戸籍上の氏名での記載を義務付けることを求める。通名の使用は本人確認を曖昧にし、不正やなりすましの温床と	頂いたご意見は、本改正に関するものではありませんが、今後の参考とさせていただきます。

なり得るため、公共性が高く、国民の生命に直結する水道工事の資格において、本名の明確な記載を徹底することを求める。	
水道施設の維持管理への民営企業の参入、外国籍企業の参入に反対する。	
外国籍企業等による水源地付近における土地の取得に反対する。	
水道料金が不当に高額であり、現在日本に暮らす外国人への嫌がらせのように感じる。	
意見募集の締め切り日が日曜日となっている。郵送提出時の配達遅延や受付確認の不都合を防ぐため、締め切り日を翌営業日等の執務日に設定するか、休日到達分の扱いについて注記を添える等の配慮を検討してほしい。提出機会の確実な確保と円滑な集計に寄与する。以上の改善点は、制度の根幹を変えずに事務運用や表記の整理により容易に実施可能であり、行政手続きの確実性と利便性の向上に貢献するものとする。	意見公募手続の運用に係るご意見として、今後の運用に当たり参考とさせていただきます。